

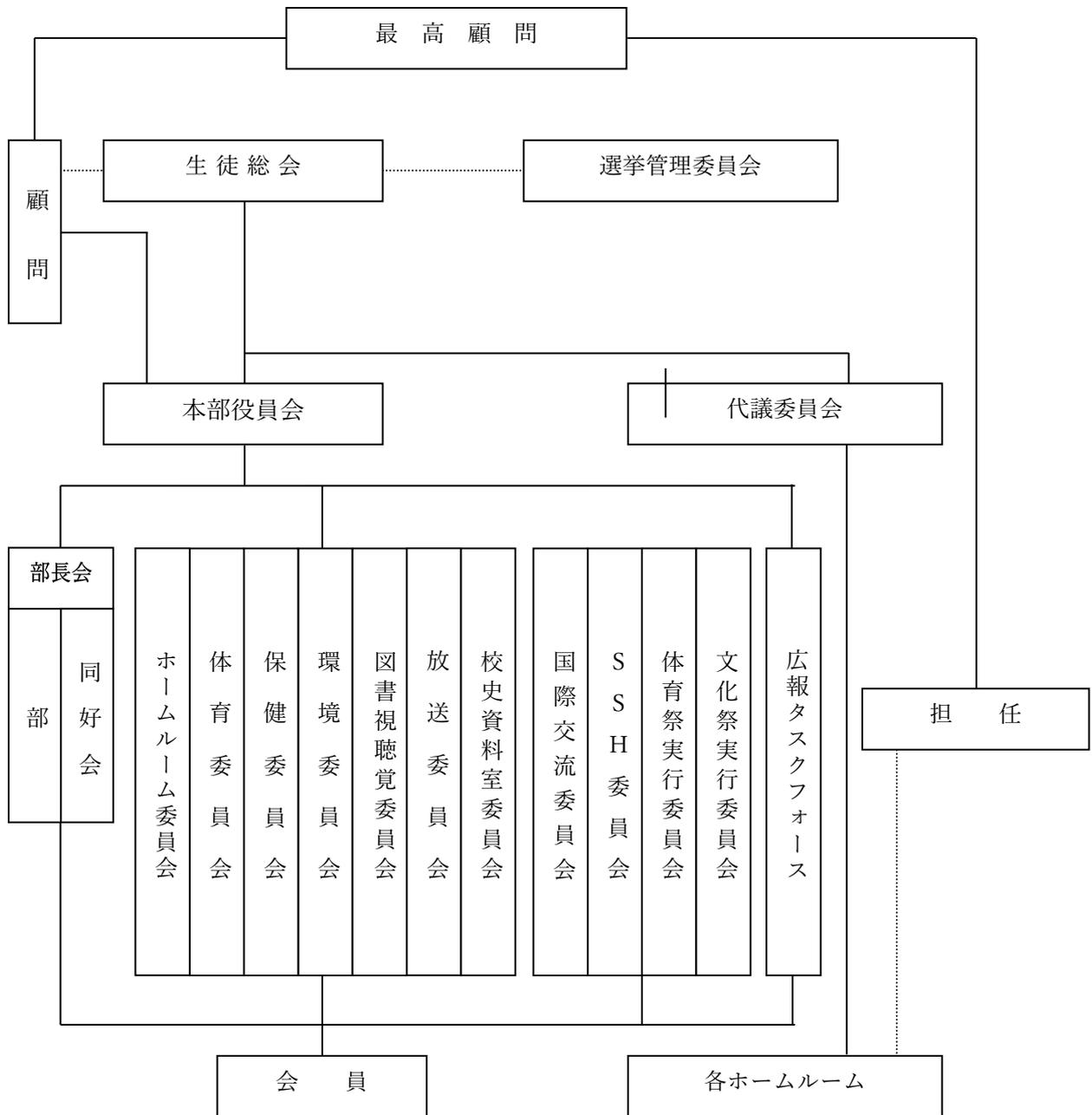
生徒手帳

神奈川県立横須賀高等学校

目 次

組織図	3
学 則	4
生徒会規約	11
会長選挙規則	19
生徒申し合せ	21
図書館利用規定	24
コンピュータールーム利用規定	25
体育施設使用規定	26
体育館部室使用規定	28
校史資料室利用規定	29
自学自習室利用規定	30
沿革の大要	31
「学校感染症」罹患時の対応	36
非常時の対応	37

組 織 図



学則

目次

- 第1章 総則（第1条～第6条）
 - 第2章 学年、学期、休業日等（第7条～第12条）
 - 第3章 教育課程及び教科書等（第13条・第14条）
 - 第4章 修了及び卒業の認定等（第15条～第17条）
 - 第5章 入学、転学、転籍、留学、休学、退学等（第18条～第32条）
 - 第6章 賞罰（第33条・第34条）
 - 第7章 授業料等（第35条）
 - 第8章 職員組織（第36条）
 - 第9章 補則（第37条）
- 附則

第1章 総則

（名称）

第1条 本校は、神奈川県立横須賀高等学校と称する。

（目的）

第2条 本校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育を施すことを目的とする。

（位置）

第3条 本校の位置は、神奈川県横須賀市公郷町3丁目109番地とする。

（課程及び学科）

第4条 本校の課程及び学科は、全日制の課程・普通科及び定時制の課程・普通科とする。

（修業年限等）

第5条 全日制の課程の修業年限は、3年とする。

2 定時制の課程の修業年限は、3年又は4年とする。

3 生徒が本校に在学することができる年数は、全日制の課程にあつては6年、定時制の課程にあつては8年とする。ただし、校長が6年又は8年を超えて在学することについて特別な理由があると認めるときは、この限りではない。

（生徒の定員）

第6条 本校の生徒定員は、別に定めるところによる。

第2章 学年、学期、休業日等

（学年）

第7条 本校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（学期）

第8条 本校の学期は、次のとおりとする。

1 全日制は2学期とする。

(1) 前期 4月1日から9月30日まで

(2) 後期 10月1日から3月31日まで

2 定時制は3学期とする。

(1) 第1学期 4月1日から7月31日まで

(2) 第2学期 8月1日から12月31日まで

(3) 第3学期 1月1日から3月31日まで

(休業日)

第9条 本校の休業日は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（第3号に該当するものを除く。次号において同じ。）

(2) 日曜日及び土曜日

(3) 学年始、夏季、冬季、学年末等の休業として校長があらかじめ教育長に届け出た日

(4) 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第29条に規定する体験的学習活動等休業日として校長が別に定める日（前3号に該当するものを除く。）

2 前項第3号及び第4号に規定する休業日の日数は、第7条に定める学年で通算して60日以内とする。

(臨時休業)

第10条 校長は、非常変災その他急迫の事情がある場合又は教育の実施上特に必要と認める場合は、臨時に授業を行わないことがある。

(振替授業)

第11条 校長は、学校行事としての体育祭、文化祭等恒例の行事を行う場合その他教育の実施上特別の事情がある場合は、授業日と休業日を又は休業日と授業日をそれぞれ振り替えることがある。

(休業日の授業)

第12条 校長は、校外における実習や特定の期間に行う選択制の授業等教育の実施上特に必要と認める場合は、休業日に授業を行うことがある。

第3章 教育課程及び教科書等

(教育課程)

第13条 教育課程は、高等学校学習指導要領の基準により、校長が編成する。

2 各教科に属する科目及び総合的な探究の時間に係る単位数並びに特別活動のうちホームルーム活動に係る授業時数は、校長が別に定める。

(教科書等)

第14条 本校において使用する教科書（教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条に規定する教科書をいう。）は、神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が採択し

たものとする。

- 2 前項に規定する教科書がない場合には、校長が定める他の適切な教科用図書を使用することがある。

第4章 修了及び卒業の認定等

(修了の認定、卒業の認定及び卒業証書の授与)

第15条 校長は、各学年の課程の修了を認定するに当たっては、生徒の出席状況その他の平素の成績を評価してこれを行い、すべての課程を修了した生徒に対し、卒業を認定し、卒業証書を授与する。

(卒業認定等の基準)

第16条 前条に規定する修了、卒業の認定等に関する基準及び手続は、校長が別に定める。

(原級留め置き)

第17条 校長は、当該学年における所定の教育課程を修了することができなかつた生徒について、教育上必要があるときは、その者を原級に留め置くことがある。

第5章 入学、転学、転籍、留学、休学、退学等

(入学資格)

第18条 本校に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者
- (2) 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
- (3) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 文部科学大臣が別に定めるところにより、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- (6) その他校長が中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(編入学資格)

第19条 本校に編入学を許可される者は、相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認められた者とする。

(入学の志願)

第20条 本校に入学を志願する者は、指定された期間内に入学願書他所定の書類を校長に提出するとともに、入学検定料を納付しなければならない。

(入学者の選抜)

第21条 入学者の選抜は、教育委員会の定めるところに従い、校長がこれを行う。

- 2 編入学者の選抜は、校長が別に行う。

(入学の許可及び手続)

第22条 入学の許可は、校長がこれを行う。

2 入学を許可された者は、指定された日までに、学校所定の書類を校長に提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

(転学)

第23条 校長は、他の高等学校から本校に転入学を志望する生徒があるときは、教育上支障がないと認める場合に限り、転入学を許可することがある。

2 転入学を志望する生徒は、転入学願その他所定の書類を校長に提出しなければならない。

3 転入学者の選抜は、校長がこれを行う。

第24条 他の高等学校に転学を志望する生徒は、転学願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(転籍)

第25条 校長は、本校の全日制の課程及び定時制の課程相互の間において転籍を志望する生徒があるときは、転籍させることがある。

(留学)

第26条 校長は、生徒が外国の高等学校への留学を志望するときは、教育上有益と認める場合に、留学を許可することがある。

2 留学を志望する生徒は、留学願を校長に提出しなければならない。

3 留学についてのその他の取扱いは、校長が別に定める。

(休学及び退学)

第27条 生徒が傷病その他やむを得ない理由のため休学又は退学をしようとするときは、保護者等は、休学願又は退学願に医師の診断書等その理由を証明する書類を添えて校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 校長は、生徒のうちに休養又は療養の必要があると認める者があるときは、休学を命ずることがある。

3 休学の期間は、学年の終わりまでとし、継続の必要があるときは、改めて許可を受けなければならない。ただし、通じて2年を超えることはできない。

(復学及び再入学)

第28条 休学中の生徒が休学期間の満了前に復学しようとするときは、保護者等は、復学願に医師の診断書等その事実を証明する書類を添えて校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 中途退学した生徒が再入学しようとするときは、再入学願その他所定の書類を校長に提出しなければならない。

3 再入学者の選抜は、校長がこれを行う。

(欠席)

第29条 生徒が傷病その他やむを得ない理由により長期にわたり欠席しようとするときは、保護者等は、欠席届を校長に提出しなければならない。

(出席停止)

第30条 校長は、生徒が感染症にかかり、又はそのおそれがあるときは、その者に対し出席を停止させることがある。

(忌引)

第31条 校長は、生徒が親族の死亡により忌引を願い出たときは、これを許可することがある。

2 忌引の期間は、校長が別に定めるところによる。

(氏名又は住所の変更)

第32条 生徒は、氏名又は住所に変更があったときは、速やかに生徒等身上事項異動届を校長に提出しなければならない。

2 保護者等の変更又はその氏名若しくは住所に変更があったときは、速やかに生徒等身上事項異動届を校長に提出しなければならない。

第6章 賞罰

(表彰)

第33条 校長は、他の生徒の模範となる生徒を表彰することがある。

(懲戒)

第34条 校長は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒を加えることがある。

2 懲戒は、その程度により、訓告、停学及び退学の処分とする。ただし、退学は次の各号のいずれかに該当する者に対してのみ行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第7章 授業料等

(授業料等)

第35条 入学検定料、入学料及び授業料の取扱いについては、県立学校の授業料等の徴収に関する条例(昭和33年神奈川県条例第3号)の定めるところによる。

2 校長は、正当な理由がなく授業料が納付期限までに納付されないときは、当該生徒に対して出席の停止又は退学の処分を行うことがある。

第8章 職員組織

(職員組織)

第36条 本校の職員組織は、校長が別に定めるところによる。

第9章 補則

(補則)

第37条 この学則の施行に関し、必要な事項は校長が定める。

附 則

- 1 この学則は、昭和34年4月1日から適用する。

2 令和2年度における第8条(1)及び第8条(2)の規定の適用については、同条(1)中「4月1日から7月31日まで」とあるのは「4月1日から8月30日まで」と、同条(2)中「8月1日から12月31日まで」とあるのは「8月31日から12月31日まで」とする。

3 令和2年度における第9条第2項の規定の適用については、同項中「60日以内」とあるのは「40日以内」とする。

附 則

この学則は、昭和41年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、昭和47年3月10日から適用する。

附 則

1 この学則は、昭和48年4月1日から施行する。

2 改正後の規定は、昭和48年4月1日以降に高等学校の第1学年に入学する生徒に係る教育課程から適用し、同日前に高等学校に入学した生徒に係る教育課程については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、昭和48年4月28日から施行する。

附 則

この学則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和56年1月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、昭和57年4月1日から施行する。

2 改正後の規定は、昭和57年4月1日以降に高等学校の第1学年に入学する生徒に係る教育課程から適用し、同日前に高等学校に入学した生徒に係る教育課程については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、昭和58年8月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和60年2月20日から施行する。

附 則

この学則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和63年11月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成4年7月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成4年9月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

2 この学則の施行の日の前日において本校に在学する生徒の在学年限については、次の各号に掲げる生徒の区分に応じ、当該各号に定める日までの間は、改正後の第5条第3号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- (1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に全日制の課程に入学した生徒 平成26年3月31日
- (2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に全日制の課程に入学した生徒 平成27年3月31日
- (3) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に定時制の課程に入学した生徒 平成27年3月31日
- (4) 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に定時制の課程に入学した生徒 平成28年3月31日
- (5) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に定時制の課程に入学した生徒 平成29年3月31日
- (6) 第1号及び第2号の掲げる期間以外の期間に全日制の課程に入学した生徒 平成25年3月31日
- (7) 第3号及び第5号の掲げる期間以外の期間に定時制の課程に入学した生徒 平成26年3月31日

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成30年7月20日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。

2 改正後の第13条第2項の規定は、平成31年4月1日以降に高等学校に入学する生徒（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第91条の規定により入学する生徒であって同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程から適用し、同日前に高等学校に入学した生徒（同日以降に同条の規定により入学する生徒であって同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを含む。）に係る教育課程については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和2年7月22日から施行する。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

生徒会規約

第1章 総 則

第1条 本会は神奈川県立横須賀高等学校生徒会と称する。

第2条 本会の本部及び一切の事務所は横須賀市公郷町3丁目109番地、県立横須賀高等学校内に置く。

第3条 本会は、「生徒自治によって理想の学校生活を創り出す」ことを目的とする。その理想は、民主主義、平和、平等、自由、快活を基盤とする。

第4条 本会の活動方針を次のものとする。

- 1 会員間の和を深める。
- 2 学校生活の諸問題の解決をはかる。
- 3 民主的な組織運営を維持し向上させる。
- 4 会員の文化意識を向上させ、個性・特技を伸ばす。
- 5 必要に応じて他団体との連携をする。

第5条 本会会員の資格は、生徒として本校に学籍を置く限り続く。

第6条 本会会員は次の権利を持つ。

- 1 すべての問題・事業に加わる権利。
- 2 均等の取扱いを受ける権利。
- 3 明るく平和な学校生活をおくる権利。

第7条 本会会員は次の義務を負う。

- 1 規約、規定の諸事項及び議決を履する義務。
- 2 定められた額の会費を納入する義務。

第2章 組 織

第8条 本会は本校生徒全員をもって組織する。第9条 会員は各ホームルームを本拠として、本会の各機関を運営する。

第3章 生徒総会

第10条 生徒総会は最高議決機関であり、決定事項は本会内において最優先される。

第11条 生徒総会は、全会員により構成される。

第12条 定例生徒総会は年1回会長によって招集される。

- 2 定例生徒総会は、毎年6月中に招集するのが常例とする。

第13条 臨時生徒総会は次のとき、会長によって招集される。

- 1 本部役員会又は代議委員の開催提案を代議委員会が可決したとき。
- 2 代議委員会の議決に対し、その議決より10日以内に全会員の3分の1以上が会長に異議を申し立てたとき。

第14条 生徒総会にはかかる議案は、事前に代議委員会での審議を経なければならぬ。前条2の場合を除いては代議委員会で可決されなかった議案を生徒総会の議案とすることはできない。

第15条 次の事項は生徒総会にはからなければならない。

- 1 生徒会規約の改正。
- 2 特別宣言，決議等の決定，変更，廃止。
- 3 年度内外の計画の決定，大幅変更。
- 4 予算の決定，決算の承認。
- 5 部の新設，廃止の決定。
- 6 会長の辞任の承認。
- 7 外部団体への加入，外部団体からの脱退の決定。

第16条 生徒総会の議長は開催決定のつど会長が指名し，代議委員会の承認を得て決定する。議長は副議長（1名）と書記（若干名）を任命する。

第17条 議長は生徒総会では処理しきれない細部の決定を，代議委員会に委任することができる。

第4章 代議委員会

第18条 代議委員会は生徒総会に次ぐ議決機関であり，本会活動全般にわたる事項の審議，決定，承認，疑義の解明を行う。

第19条 代議委員会は各ホームルームより2名ずつ選出される委員によって構成される。

第20条 代議委員は，代議委員会に出席し，ホームルームの要望や意見を代議委員会に反映させるように努めなければならない。

第21条 代議委員会に議案を提出することができるのは代議委員又は本部役員会並びに諸委員会である。

第22条 代議委員の任期は，半年間とする。4月から9月までを前期とし，10月から3月までを後期とする。

第23条 代議委員会の定例会は，毎月1回会長によって招集される。

第24条 本部役員会が必要と認めた場合，会長は代議委員会の臨時会を招集できる。全代議委員の4分の1以上の要求があれば，会長は臨時会を招集しなければならない。

第25条 代議委員会に，議長（1名），副議長（1名），書記（若干名），広報（若干名）の各役員を置く。

第26条 議長，副議長は，代議委員中より候補者を募り，複数の場合は代議委員の投票により決定する。書記，広報は代議委員中より互選する。

第27条

- ① 議長は代議委員会の議事を円滑に進めるとともに，代議委員会を代表する。
- ② 副議長は議長を補佐し，必要に応じて議長の代理を務める。
- ③ 書記は代議委員会の議事を正確に記録する。
- ④ 広報は代議委員会で決定，承認された事項を明確な方法で全会員に伝える。

第28条 議長、副議長、書記、広報の任期は、代議委員の任期に一致する。

第29条 議長、副議長のリコールは、全代議委員の過半数の賛成によって成立する。

第30条 議長、副議長、書記、広報は、代議委員会において認められれば辞任できる。

第31条 本部役員会は、必要な場合には代議委員会の議決を拒否することができる。但し、臨時生徒総会の開催議決は拒否することができない。本部役員会が拒否した議決については定例及び臨時生徒総会において過半数の賛成を得れば、拒否を取り消すことができる。

第5章 本部役員会

第32条 本部役員会は、本会の最高執行機関であり、生徒総会と代議委員会の議決に沿って、本会運営のために必要なあらゆる活動をする。

第33条 本部役員会は、その構成員の一致した意思によって活動する。また、その活動に際しては、本部顧問と連絡を密にして事前に承認を得る。

第34条 本部役員会は、諸委員会、部長会に対し、必要な指示をすることができる。

第35条 本部役員会は、会長（1名）、副会長（1名）、書記（若干名）、会計（若干名）、広報（若干名）により構成される。

第36条

① 会長は、会員中より直接選挙で選出する。

② 副会長、書記、会計、広報は会長が任命し、代議委員会の承認を得て決定する。

第37条

① 会長は、本会の事業執行の最高責任者であり、本会を代表する。

② 副会長は、会長を補佐し、必要に応じて会長の代理を務める。

③ 書記は本会活動を記録し、その整理、保存に務める。

④ 会計は、本会会計事務一切を取り扱う。

⑤ 広報は、本会各機関の活動状況を全会員に明確な方法で伝える。

第38条 会長、副会長、書記、会計、広報の任期は、6月より翌年5月までの1年間とする。

第39条 会長のリコールは、全会員の3分の1以上の署名による要求が代議委員会に提出された場合、投票を行い、過半数の賛成があったとき成立する。会長のリコールが成立したとき、副会長、書記、会計、広報は同時に解任される。

第40条

① 会長は、生徒総会において認められれば辞任できる。

② 副会長、書記、会計、広報は会長に認められれば辞任できる。

第41条 本部役員会の招集は、構成員の意見をもとに、会長が随時判断する。

第6章 諸委員会

第42条 本会に、ホームルーム委員会、体育委員会、図書視聴覚委員会、保健委員会、環境委員会、放送委員会、校史資料室委員会の各常設委員会を置く。

第43条 ホームルーム委員会は、各ホームルームより2名ずつ選出される委員によって構成される。

本会の目的をホームルーム内において達成するために必要な活動をする。

第44条 体育委員会は、各ホームルームより男女1名ずつ選出される委員によって構成される。校内大会の運営にあたる。

第45条 図書視聴覚委員会は、各ホームルームより2名ずつ選出される委員によって構成される。主に学校図書館の運営を行う。

第46条 保健委員会は、各ホームルームより男女1名ずつ選出される委員によって構成される。健康診断の補助を行う。

第47条 環境委員会は、各ホームルームより2名ずつ選出される委員によって構成される。校内美化に関する諸活動を行う。

第48条 放送委員会は、各ホームルームより1名ずつ選出される委員によって構成される。文化祭・体育祭等の行事の放送関係を担当する。

第49条 校史資料室委員会は、各ホームルームより1名ずつ選出される委員によって構成される。校史資料室内の整理や案内等を行う。

第50条 各常設委員会は、次の場合に会長によって招集される。

- 1 本部役員会が必要と認めたとき。
- 2 委員長の要請があったとき。
- 3 各委員の4分の1以上の要請があったとき。

第51条 各常設委員会は、委員の互選により委員長を決める。委員長は、委員のまとめ役として委員会を運営する。

第52条 各常設委員会の委員の任期は、半年間とする。4月から9月までを前期とし、10月から3月までを後期とする。但し、図書視聴覚委員会、放送委員会、体育委員会及び校史資料室委員会の委員の任期は4月から3月までの1年間とする。

第53条 特別委員会は、本会活動のうえで、ある事項だけに取り組む専門機関が必要な場合に、代議委員会の議決によって設置することができる。特別委員会の役割、権限、委員の選出方法や任期等は、代議委員会の議決による。

第7章 ホームルーム委員会

第54条 ホームルーム委員は、必要に応じて、所属するホームルームの会議を招集する。また、ホームルームの構成員の3分の1以上の要求があれば、ホームルーム委員はその会議を招集しなければならない。

第55条 各ホームルームは、会議を開くにあたって、それぞれ任意の方法で議長、書記を決める。

第56条 ホームルームの会議の議決は、代議委員を通じて議案とし代議委員会に提出することができる。

第57条 ホームルームが他のホームルームや部の所有物または公的な場所や用具を使用するときは、関係する顧問の承認を得、会長に通知しなければならない。さらに外部との貸借関係を必要とする

ときは最高顧問の許可を得なければならない。

第8章 部活動・同好会

第58条 部は、同好会の昇格によって新たに設置される。

第59条 同好会が部に昇格するためには、次の条件を満たしていなければならない。

- 1 部員となるべき同好会員が10名以上いること。
- 2 同好会活動を2年以上継続していること。
- 3 同好会として、1時間以上の活動を週3日以上行っていること。
- 4 同好会として、校外外において活動の発表をしていること。

第60条 同好会が部に昇格するための手続きは、次の順序で行う。

- 1 部への昇格を希望する同好会は、全ての構成員の連名による申請書を作成し、本部役員会に提出する。申請書には、昇格の理由、活動場所並びに前条の条件を備えたことを明記し、同好会顧問の署名と認印を添える。
- 2 本部役員会は、部長会で申請同好会に申請趣旨を説明させ、各部の意見を聞き、本部役員会顧問の助言を得て、検討の結果問題がないと判断すれば、申請を受理する。
- 3 本部役員会より代議委員会に提案し、議決を得る。
- 4 最高顧問の承認を得る。
- 5 生徒総会に提案し、議決を得る。

第61条 各部は、任意の選出方法によって部長、副部長、会計係を決める。部長はその部を統轄代表し、一切の責任を負う。副部長は部長を補佐し、必要に応じて部長の代理を務める。会計係はその部の会計全般について処理する。

第62条 各部の経費には、原則として生徒会費よりの援助と部費（個人負担費）を当てる。

第63条 各部は、部員が5名以下となった場合、本部役員会に申し出なければならない。このとき、本部役員会は全会員に呼びかけ、1年間その部の再建に努力する。これが失敗に終わった場合、その部は6名以上の部員を確保できるまで活動を休止する。但し、次の条件をすべて満たしている場合はその限りではない。

- 1 その部にとって適当な日数・時間の活動をしていること。
- 2 生徒会部活動援助費を消化していること。
- 3 必要とされる会合に出席していること。

第64条 部の活動の休止が2年以上続いた場合、本部役員会はその部の廃止を提案する。この提案を代議委員会が認め、さらに生徒総会がこれを認めたとき、その部は廃止される。

第65条 新たに同好会を設立するには、5名以上の発起人と、その同好会の顧問となるべき教員を得なければならない。

第66条 同好会を設立するための手続きは、次の順序で行う。

- 1 同好会の設立を希望する会員は、すべての発起人の連名による申請書を作成し、本部役員会に

提出する。申請書には、設立の理由と活動場所を明記し、顧問になるべき教員の署名と認印を添える。

2 本部役員会は、各同好会の意見を聞き、本部顧問の助言を得て、検討の結果問題がないと判断すれば申請を受理する。

3 本部役員会より代議委員会に提案し、議決を得る。

4 最高顧問の承認を得る。

5 全会員に通知する。

第67条 各同好会は、同好会員が3名以下となった場合、本部役員会に申し出なければならない。このとき、本部役員会は全会員に呼びかけ、1年間その同好会の再建に努力する。これが失敗に終わった場合、その同好会は4名以上の同好会員を確保できるまで活動を休止する。

第68条 同好会の活動の休止が2年以上続いた場合、本部役員会はその同好会の廃止を提案する。この提案を代議委員会が認めたとき、その同好会は廃止され、会長により全会員に通知される。

第69条 各部・同好会は、公式に県代表と認められた場合、または公的な教育団体やそれと同等と認められる団体より参加を推薦された場合、これに参加する権利をもつ。

第70条 各部・同好会は、本部役員会から要請があった場合、10日以内にその会計、活動、その他一切の状況を本部役員会に報告しなければならない。

第71条 各部・同好会が、他の部・同好会やホームルームの所有物または公的な場所や用具を使用するときは、関係する顧問の承認を得、会長に通知しなければならない。さらに外部との貸借関係を必要とするときは、最高顧問の許可を得なければならない。

第72条 部長会は、各部の部長（必要に応じて同好会の代表を含める）によって構成され、部間の連絡、調整を行う。

第73条 部長会は、次のいずれかの場合に会長によって招集される。

1 本部役員会が開催の必要を認めたとき。

2 構成員の4分の1以上の要求があったとき。

第74条 部長会は、その構成員中より議長を互選する。

第9章 顧 問

第75条 本会には次の顧問を置く。但し、全ての顧問は本校在職現役の教員に限る。

1 最高顧問 1名

2 本部顧問 若干名

3 ホームルーム顧問 1×全ホームルーム数

4 各部・同好会顧問 各部・同好会1名又は若干名

第76条 全ての顧問は、本校の教育方針に基づいて、本会の組織・機関・その他全ての事項に精通し成人社会へのガイドとして、本会を明朗円満に運営し発展させる為に設けられる。

第77条 本会の最高顧問はいかなる条件にもよらず学校長である。学校長に事故があったときは直ちに

副校長がこれに代わる。

第78条 最高顧問は業務行動の最高承認機関として、会長並びに本部顧問、ホームルーム顧問、各部・同好会顧問に接し常に運営を指導し、指導的助言（忠告・勧告）を与える。

第79条 本部顧問は、本校教員中より最高顧問が決定する。

第80条 本部顧問は本会の主な行動・業務執行の助言・忠告・勧告並びに承認機関である。また本会と学校側との中間に立ち、絶えず最高顧問との連絡を密にし各ホームルーム顧問、各部・同好会顧問との連絡疎通を行い、本会の運営の円滑な促進をはかる中枢機関である。

第81条 ホームルーム顧問は各ホームルーム担任がこれにあたる。

第82条 各部・同好会の構成員はその活動の内容や性質を考えて、顧問を推薦し、その承認を得て、これを最高顧問が検討し決定する。

第83条 本部顧問、各ホームルーム顧問、各部・同好会顧問はそれぞれの職能において自分に関与・関知する事柄には、責任をもつと同時に保留権を有する。

第84条 ホームルーム顧問、各部・同好会顧問は生徒会のあらゆる場面に立ち会うことができる。また、本会全般に関する助言は本部顧問を通して行うことができる。

第85条 本部顧問、各部・同好会顧問の委嘱期間は満1年を期限とし、その最後の期日は3月末日とする。但し、再委嘱をさまたげない。

第10章 会 計

第86条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第87条 本会の経費は会員1名につき、月額500円を徴収してこれにあてる。

第88条 本会の会計はすべて会計役員によって行われる。

第89条 本会の予算は代議委員会において検討し、最高顧問の承認を得て、生徒総会で決定する。

第90条 本会の会計決算は監査委員の監査を受け、代議委員会では検討の上、最高顧問の承認を得て、生徒総会において会計役員がこれを報告し承認を得る。

第91条 本会は代議委員会から監査委員を2名互選する。

第92条 監査委員は代議委員会の承認によって定期監査時に設置され、本会の会計を照合・比較・対照して綿密に監査し、確認の結果を代議委員会に報告する。かつ、生徒総会の報告に際してその承認を証明する。

第11章 会 議

第93条 本会の全ての会議は、その構成員の2分の1以上が出席しなければ議事を行うことができない。

第94条 本会の全ての会議は、その出席者の過半数の賛成をもって議決とする。可否同数の時は議長が決める。

第95条 議決の可否がいずれも出席者の過半数に達しない場合は、審議未了として議案は提案者に差し

戻される。

第12章 会長選挙

第96条 本会の会長選挙に関する事項は、別に定める規則によってこれを定める。

第97条 会長選挙の際には、5名の代議委員によって選挙管理委員会が組織される。選挙管理委員会は、選挙事務一切を取り扱う。

第98条 会長選挙において、選挙権・被選挙権は全会員に平等に保障される。

第13章 雑 則

第99条 本会の会員又は機関が、他の学校等との間に会合や組織をもつ場合は、会長および関係する顧問、最高顧問の承認を得てからこれを行う。状況によっては、代議委員会の承認を必要とするが、この判定は会長がする。

第100条 本会の会員又は機関が、本校内外にポスター等を掲示する場合は、会長の承認を得てから行う。

第101条 本会の会員又は機関が、本校内にいて行事を主催する場合は、会長および関係する顧問、最高顧問の承認を得てから行う。

第14章 補 則

第102条 この規約を改正する場合は、生徒総会の議決を必要とする。

第103条 この規約を補う内規・細則の制定、改正、廃止は、代議委員会の議決による。

第104条 この規約は1989年1月20日より効力を発する。

附 則

- 1 1989年1月20日全面改正
- 2 1990年5月一部改正
- 3 1999年12月一部改正
- 4 2003年6月一部改正
- 5 2004年12月一部改正
- 6 2006年12月一部改正
- 7 2007年6月一部改正
- 8 2011年6月一部改正
- 9 2019年3月一部改正

会長選挙規則

第1条 会長選挙に関する規定は、生徒会規約の精神に則り、この規則の定めるところによる。

第2条 会長選挙は、全校生徒の生徒会に対する認識を深め、それぞれが生徒会運営に関わっていることを自覚し、学校及び個々の更なる向上に寄与することを目的とする。

第3条 会長選挙は、毎年6月中に行うのを常例とする。

第4条

① 選挙管理委員会は、次に定める事務を行う。

- 1 選挙日程の決定
- 2 会長選挙の公示
- 3 立候補者の受付
- 4 立候補者及び公約の発表
- 5 立会演説会の運営
- 6 投票立会
- 7 開票

② その他、会長選挙に関する一切の事務は、選挙管理委員会がこれを行い、細則の決定をする。

③ 委員長は委員会においてその委員がこれを互選する。

④ 委員長は、選挙管理委員会を代表し、その事務を総理する。

第5条 公示及び立候補の受付

① 選挙管理委員会は選挙の2週間前に公示を行う。

② 立候補の受付の期間は、公示日より選挙の10日前とする。

第6条

① 会長立候補は、選挙管理委員会の定める期日中に、公約書を添えて、これを届け出る。

② 公約書の書式は、任意とし、候補者の署名があるものとする。

③ 選挙管理委員会は、立候補届出の際、受理書を候補者に渡す。候補者は、受理書を有することにより、候補者たる資格を持つ。

④ 選挙管理委員が選挙に立候補する際は、選挙管理委員を辞職しなければならない。その場合、新たに代議委員会から選挙管理委員を選出しなければならない。

第7条 選挙活動

① 選挙活動は、選挙管理委員会の定める期日中のみ、これを行うことができる。

② 選挙ポスターは、選挙管理委員会の定める場所に、これを掲示することができる。ポスターには、生徒会印がなくてはならない。

第8条 立会演説会は、定例生徒総会の開催される日に行うのを常例とする。

第9条 投票

- ① 投票は、選挙管理委員会の定める場所において、秘密投票によって行われる。
- ② 投票用紙は、選挙管理委員会の定める用紙をこれとし、選挙管理委員会の決定に従い、有権者に配付する。

第10条

- ① 開票は、選挙管理委員会が即日、これを行う。
- ② 当選は、得票順とする。信任投票のときは、有効投票数の過半数を以て信任とする。

第11条 投票総数が有権者数の半数に満たない場合、その選挙は、無効となる。

第12条 選挙管理委員会は、生徒会規約及びこの規定に定めることを、必要に応じ、候補者及び選挙人に周知させなければならない。

第13条 選挙管理委員会は、選挙違反があった候補者に対し、注意、勧告を与えることができる。又、この措置は、選挙の公平を乱さない限り、全校に公告しなければならない。

第14条 生徒会長が欠けたときは、次点の者を生徒会長とする。次点の者がいない場合は、速やかに補欠選挙を行う。繰り上げ当選及び補欠選挙で会長に就任した者の任期は、前任者の残りの任期とする。

生徒申し合せ

第1章 言 動

- 1 私たちは過去の学校生活を通じて得た社会道徳的常識によって行動する。
- 2 行動はすべて冷静な判断の後に実行に移す。
- 3 相手の主張立場に常に留意しつつ誠意を尽くして自己の主張を正しく相手に理解納得させる熱意を持つ。
- 4 私たちは決断力を持ち、思慮ある行動をとる。
- 5 私たちは誠意を持って自己の任務を遂行する。
- 6 集合の際は敏速に集まり静粛を守る。
- 7 定時制との関係上原則として定時制の授業開始前に下校する。
- 8 下校の際は後始末して帰る。
- 9 喫煙、飲酒等高校生として不徳な行為は断固として慎む。
- 10 金銭の濫費を慎む。
- 11 他人の部屋に入る際は必ずノックするか声をかけるかして返事を待ってから行動する。
- 12 授業中は他人の迷惑にならぬようにする。
- 13 授業中及び試験中の不正行為は断然慎む。
- 14 校内の上履と下履の区別を明確にする。
- 15 職員及び来賓に対しては礼儀を失わないように心掛ける。
- 16 言葉はその人の人格を表すから下品な言葉を戒め気品と礼儀を忘れぬこと。

第2章 環 境

- 1 人間は環境の子である。我々を育成してくれる良い環境を作るよう努力する。
- 2 樹木、草花を愛護するなど、校内の環境をきれいに保つ。
- 3 私たちの校内生活を楽しく且つ充実するために明朗な雰囲気をつくる。

第3章 校内及び社会生活

- 1 私たちは人々のためになる事の出来る人間になるよう努力する。
- 2 私たちは常に高校生たる誇りを忘れない。
- 3 公共物を大切にする精神を養い共同生活に適した人物となるよう努力する。
- 4 各部屋は部屋の目的以外に濫用しない。

第4章 届け出事項

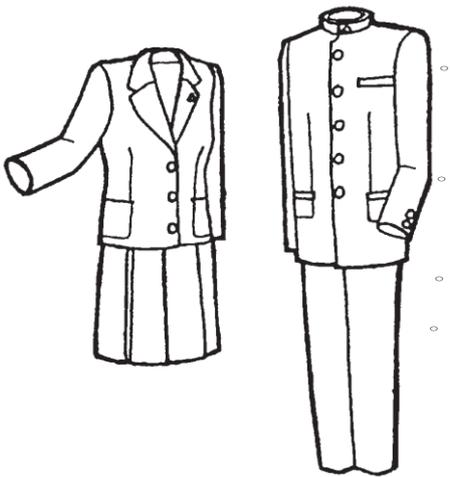
- 1 所持品には記名し、遺失又は拾得した際は直ちに教職員に届け出る。
- 2 印刷物の発行、掲示、放送、金銭の徴収は事前に関係教員の許可を必要とする。
- 3 早退、遅刻の際は関係教員に口頭をもって届け出る。但し早退の際は事前に届ける。
- 4 休日及び休暇中の登校の際は定められた計画に基づき、当該職員の指示を受ける。
- 5 公共物を破損した場合は、責任生徒は直ちに申し出て学校側に弁償する。但しやむを得ない場合は除く。

第5章 服 装

- 1 服装ほど端的に自己を表現するものはない。生徒らしいものを正しくつけるように心掛ける。
- 2 流行を追うけばけばしい身なりは却って人品をさげるものであるから慎む。
- 3 質素と不潔とを混同してはならない。洗濯した清潔なものを身につけよう。

〈基本の服装〉

下図に示したものを着用する。



○男子

黒の詰襟学生服

○女子

上着

紺サージ、三つボタン、アウトポケット、
テーラードカラー

スカート

上着と同じ色、布地で前後3本のボックスプリーツ

スラックス

上着と同じ色、布地

●標準服を着用する。

以下の表を横須賀高等学校の標準服とする。

	男子	女子
冬服	上：黒の詰襟学生服（バッジ着用） 白のワイシャツ 下：黒のズボン	上：紺のジャケット（バッジ着用） 白のワイシャツ、白のブラウス 下：紺のスカート（紺のスラックスでも可）
夏服	上：白のワイシャツ 白のポロシャツ（ワンポイント可） 下：黒のズボン	上：白のワイシャツ、白のブラウス 白のポロシャツ（ワンポイント可） 下：紺のスカート（紺のスカートでも可）

- ① 冬服時は上着の下に防寒着として、ベスト、セーター、カーディガン（無地で華美でないもの）のみ着用は可とする。
- ② 夏服時（5月1日から10月31日まで）は、登下校時の上着の着用は任意とする。
上は白のワイシャツ、白のポロシャツ、白のブラウスのみとし、その際、ベスト、セーター、カーディガン（無地で華美でないもの）のみ着用は可とする。
- ③ 本校指定体操着の授業中の着用は可とする。（登下校中は不可とする。）
- ④ 式典・集会（全校・学年）・講演会時の服装は以下の通りとする。
ア 冬服時は、上着を必ず着用する。
イ 夏服時は、白のワイシャツ、白のポロシャツ、白のブラウスの着用を原則とするが、状況により、ベスト、セーター、カーディガン（無地で華美でないもの）のみ着用は可とする。
- ⑤ 学校行事等の期間、および行事準備期間における服装については、別途連絡する。

図書館利用規定

1 開館時間

開館時間は土曜・日曜・祝祭日を除く毎日、午前8時45分から、午後4時45分までとする。但し事情によってこれを変更することもある。

2 館内閲覧

- (1) 静粛にすること。
- (2) 資料（視聴覚資料も含む）は大切に取扱うこと。
- (3) 館内に飲物，食べ物を持ち込まない。

3 貸出

- (1) 1人1回5冊とし、期間は貸出日、返却日を入れて15日とする。
- (2) 貸出し返却の手続きは、図書委員、司書の指示に従う。
- (3) 返却期日は遅れないようにする。もし紛失の場合は、弁償となる。

コンピュータールーム利用規定

- 1 朝，昼休み，放課後，情報科教員の指示した時間に開放している。原則，開放時間帯以外は担当教員（教科担当，担任，部活動顧問）に許可を得て，担当教員の立会いのもとで利用する。
- 2 以下の行為を禁止する。
 - (1) 教室内での飲食。
 - (2) 機材の教室外への持ち出し。
 - (3) インターネットにおいてWeb閲覧以外の使用。Web閲覧以外の使用は担当教員が許可をしたときのみ可とする。
 - (4) インターネットを通じて自他の個人情報（氏名，住所，生年月日，メールアドレス等）の送信。
 - (5) 知的財産権を侵害する行為。
 - (6) 生徒用PC以外の機材の使用。生徒用PC以外の機材の使用は担当教員が許可したときのみ可とする。
 - (7) 許可なく自分の使用していないPC等へのアクセス。
 - (8) 教員用PC，ルーター，UPS等の使用。この規定に違反した場合，特別指導の対象となることがある。

体育施設使用規定

総 則

1 施 設

本校内にあって、体育的諸活動に供する施 設、又はそれらの付帯施設を体育施設とする。

2 目 的

1に定める施設は、本校生徒の体育的資質の向上、教育活動の効果発現のために使用することをその目的とする。

3 管理者

体育施設の管理は保健体育科とする。

4 使 用

体育施設の使用に際しては学校行事と教科活動が優先し、その他については調整する。

5 使用届

ホームルーム等で体育施設の使用を希望する場合は、調整のため保健体育科に届け出ること。

6 使用時間

平日は朝7:00～8:25、放課後19:00までとし、19:30完全下校とする。土曜、日曜日は朝8:00～18:00を原則とする。

また、責任者はその活動及び施設維持に責任をもつこと。

7 部活動

- (1) 部活動に於ける諸施設利用は使用時間を順守し、別に定める割当表によるものとする。
- (2) 長期休業中の部活動の使用に関しては、別に定める。

8 清 掃

体育施設を使用した場合、整理整頓及び清掃を必ず行うこと。

9 破 損

体育施設を使用した際、施設・付帯用具等を破損した場合は、速やかに保健体育科及び事務室に報告すること。その際破損の原因等によっては使用団体負担となる場合もある。

10 鍵

各体育施設の鍵は保健体育科がこれを保管し、その運用に当たる。

11 学校開放

別途定める学校開放運用規則に準ずると同時に、その調整等は担当部署がこれに当たるものとする。

細 則

体育館フローア

- ・入退場は中央口のみとし、部活動以外は規定の体育館履きに履き替え入場する。

- ・体育館での飲食は禁止する。
- ・椅子を使用する際には、床にシートを敷くこと。
- ・ギャラリーには許可された者以外、上がらないこと。
- ・ステージ、放送施設、電源等を使用する場合は、保健体育科に届けるとともに、顧問等が責任を持って使用すること。
- ・休憩時間、自習時間等の使用は原則として禁止する。
- ・使用後は清掃をする。
- ・消灯、戸締り及び、火気は最後に使用した部、団体の責任者が確認する。

第2 体育室（卓球場）

- ・体育館の規定に準ずる。

武道場

- ・武道場へ入場する際は必ず履物を脱いで上がる。
- ・その他については体育館の規定に準ずる。

その他

- ・トレーニング・ルーム、シャワー室等の使用については、保健体育科に届けるとともに、顧問が責任を持って使用すること。
- ・器具庫は整理整頓に心掛けること。
- ・トイレは常に衛生美化に努める。(掃除は部室棟の部で割当てにしたがい掃除する。)
- ・この規定を守らないものは使用を禁止することもある。

体育館部室使用規定

総 則

部室は、各種部活動を効果的に行うために存在するものである。したがって、使用に際しては、生徒会規約・生徒申し合わせの精神を踏まえ、よりよい環境を保持して行くよう心掛けよう。

第1条 部室の管理は、生徒支援グループが当たるものとする。

第2条 部室の借用期間は1年間とし、生徒支援グループの貸与許可を受けるものとする。部室は、事情により生徒支援グループが使用期間の変更、借用停止、使用許可取り消しなどを命ずることがある。

第3条 部室は部員以外の者の使用を認めない。

第4条 部室内での履物は上履きのみとし、土足は厳禁する。

第5条 部室内では許可なく電気・火気の使用を禁ずる。また、許可なく部室内建造物や設備の変改造をすること、窓ガラスや戸への遮蔽物をつけること、備品の移動・持込みをすることを禁ずる。

第6条 平日の部室の利用は、朝と放課後のみとし、授業時間中の使用は禁止する。また、休日（長期休業中を含む）の利用はあらかじめ生徒支援グループの許可を得て、使用の部が責任をもって行う。

第7条 部室の鍵の管理は、原則として部室を使用する部の顧問が行う。

第8条 部室を無人にするときは必ず施錠し、貴重品の自主管理を徹底することにより、盗難防止に心掛けるものとする。

第9条 部室およびトレーニング・ルーム、集会室、シャワー室、トイレなど共用の場所は清潔を心掛ける。また、定められた日に大掃除を行う。

第10条 施設を汚損した場合は、ただちに生徒支援グループに届出て、その件に関わる者が弁償ないし修復することを原則とする。

付 則

部活動指導の先輩、コーチなどの部室使用については、上記の使用規定によるものとする。

上記の規定は、1989年12月より効力を発する。

校史資料室利用規定

1 開館時間

課業期間中の木曜日の放課後とする。但し、事情により曜日や時間を変更することや開館しないことがある。なお、それ以外の曜日、時間帯、及び長期休業中において開館の要請があれば、担当教員（クラス担任、部活動顧問等）の立会いの下、利用を認める。

2 館内閲覧

- (1) 静粛にすること。
- (2) 資料室内に飲食物等を持ち込まないこと。
- (3) 資料には原則として手を触れないこと。

3 その他

- (1) 課業期間中の開館時に関しては、原則として生徒の校史資料室委員会の生徒が部屋に詰め、利用者に対する案内等を行う。
- (2) 資料の貸し出しは、原則として行わない。
- (3) カギの管理は、担当職員が職員室で管理する。
- (4) 新入生に対して、校史資料室に関するオリエンテーションを行い、校史への理解を深める。

自学自習室利用規定

「立志館」(A棟3階)

学校の課業期間中は毎日、長期休業期間は平日を開館日とします。

利用時間

課業期間	平日	7:30~19:15
	休日	8:30~16:50
長期休業期間	(平日)	8:30~16:50

「記念館」(セミナーハウス2階)

学校の課業日及び長期休業期間の平日を開館日とします。ただし部活動合宿等、宿泊を伴う活動で和室を利用している日は閉館とします。

利用時間 8:30~16:50

沿革の大要

創 立 明治41年6月20日

位 置 横須賀市公郷町3丁目109番地

(電話 046-851-0120)

全面積 55,810㎡

沿 革

- 明治40. 8. 8 神奈川県立第四中学校の設立が認可された。
- 〃 41. 3. 31 本校舎、雨天体操場が新築された。
- 〃 41. 4. 14 授業開始、生徒定員400名。
- 〃 41. 10. 25 生徒控所及び寄宿舎が竣成し舎生を収容した。
- 〃 42. 12. 普通教室、特別教室が増築された。
- 〃 45. 1. 23 生徒定員を500名に増加した。
- 大正2. 3. 11 神奈川県令により神奈川県立横須賀中学校と改称、大正2年4月1日より施行された。
- 〃 2. 3. 25 第1回卒業式が挙行された。
- 〃 6. 3. 30 生徒定員を550名に増加した。
- 〃 7. 3. 29 生徒定員を600名に増加した。
- 〃 7. 9. 30 理化学教室及び実験室が増築された。
- 〃 12. 3. 30 生徒定員を750名に増加した。
- 〃 12. 5. 26 講堂、柔道場の増築が竣成した。
- 〃 12. 9. 1 大震災のため校舎その他の被害は甚大であった。
- 昭和3. 3. 31 寄宿舎が廃止された。
- 〃 3. 8. 30 創立20周年記念事業として運動場の改装工事、樹木の移植並びに花壇が新築された。
- 〃 3. 10. 26 創立20周年記念祝賀式が挙行された。
- 〃 3. 12. 25 震災被害の本館その他改築工事が竣成した。
- 〃 10. 4. 12 生徒定員を1,000名に増加した。
- 〃 11. 2. 11 図書館及び工作室が新築落成した。
- 〃 12. 10. 20 本館に4教室が増築落成した。
- 〃 13. 4. 1 神奈川県立横須賀明德中学が本校内に開校認可された。
- 〃 13. 6. 20 創立30周年記念祝賀式が挙行された。
- 〃 15. 4. 1 生徒定員を1,250名に増加した。

- 昭和17. 4. 1 生徒定員を1,500名に増加した。
- 〃 18. 4. 1 学制改革により横須賀中学校に夜間部が設置された。
- 〃 19. 4. 1 木造2階建2教室を増築した。
- 〃 23. 4. 1 学制改革により神奈川県立横須賀高等学校と改称した。
- 〃 24. 4. 20 横須賀高等学校PTAが創立された。
- 〃 24. 10. 20 創立40周年記念祝賀式が挙行された。
- 〃 25. 4. 1 新制中学校の卒業生を収容するに当り男女共学を実施し400名中女子52名の入学を許可した。
- 〃 26. 4. 1 生徒定員を1,200名に定められた。定時制は生徒定員400名の外に通信制併用学級として第1学年1学級が新たに設けられた。
- 〃 28. 5. 29 新図書館落成開館式が挙行された。
- 〃 29. 9. 20 25米7コースプール落成。
- 〃 30. 3. 31 運動場敷地として裏山、畑山林9,295坪買収した。
- 〃 30. 5. 25 新運動場建設のための裏山地帯12,000坪の買収なる。
- 〃 31. 8. 25 運動場拡張基礎工事始まる。
- 〃 31. 9. 21 運動場整地工事始まる。(陸上自衛隊豊川部隊施工)
- 〃 31. 12. 15 第1次工事終了。
- 〃 32. 1. 第2次工事始まる。
- 〃 32. 7. 25 運動場敷地815坪、横須賀市より払い下げる。
- 〃 32. 10. 運動場工事完了。
- 〃 32. 10. 定時制用食堂着工。
- 〃 33. 1. 31 食堂完工。
- 〃 33. 3. 28 定時制通信特別時間を廃止。
定員600名となる。
- 〃 33. 9. 9 本館改築工事始まる。
- 〃 34. 3. 28 新校舎第1期工事竣工。
- 〃 34. 8. 15 新校舎第2期工事始まる。
- 〃 35. 3. 28 第2期工事竣工。
- 〃 35. 9. 20 第2棟工事始まる。
- 〃 36. 6. 30 第2棟竣工。
- 〃 36. 10. 6 第3棟工事始まる。
- 〃 37. 3. 31 第3棟竣工。
- 〃 37. 9. 5 体育館兼講堂建築工事始まる。
- 〃 38. 3. 12 体育館竣工。
- 〃 38. 3. 19 校舎改築落成式挙行。

- 昭和38. 11. 28 NHK全国学校唱歌コンクール高等学校の部で第1位となる。
- 〃 39. 8. 9 陸上競技部全国優勝を遂げる。
- 〃 39. 9. 6 同上 祝賀会開催。
- 〃 39. 10. 16～18 創立56周年文化祭
- 〃 39. 11. 29 本校出身オリンピック出場選手慰労及び祝賀会。
- 〃 39. 12. 9 オリンピック出場レスリング選手招待模範試合を行う。
- 〃 40. 4. 1 生徒定員 全日制1,523名、定時制486名となる。
- 〃 40. 9. 1 野球バックネット完成。
- 〃 40. 12. 20 図書館新築工事始まる。
- 〃 41. 2. 11 生徒会館工事始まる。
- 〃 41. 4. 1 図書館竣工。
- 〃 41. 7. 7 生徒会館竣工。
- 〃 42. 2. 1 旧校舎2棟とりこわし。
- 〃 42. 7. 5 日米対抗高校レスリング横須賀大会を本校体育館で行う。
- 〃 42. 9. 29～10. 1 文化祭
- 〃 42. 11. 21 本年度より暖房用ストーブ設置される。
- 〃 43. 2. 8 環境美化模範校として表彰を受ける。
- 〃 43. 2. 28 陸上競技部が県大会で3年連続優勝チームとして表彰を受ける。
- 〃 43. 6. 20 創立60周年記念式典挙行。記念事業として食堂の増改築、校門の改修、記念ヶ丘の整備等実行される。
- 〃 43. 6. 23 朋友会総会が盛大に行われた。
- 〃 45. 10. 16～18 文化祭
- 〃 46. 3. 22 柔剣道場新設落成式を行う。
- 〃 46. 4. 5 社会福祉研究普及校の指定を受ける。
- 〃 48. 5. 16 児童文化活動委託校の指定を受ける。
- 〃 48. 11. 2～4 文化祭（来校者4,500人）
- 〃 50. 2. 6 特別教室棟建築のため図書館及び食堂を撤去。
- 〃 50. 4. 1 生徒定員 全日制1,173名、定時制217名。
- 〃 51. 2. 6 特別教室（D）棟落成。
- 〃 51. 9. 18～19 文化祭盛大に開かれる。（来校者6,500人）
- 〃 53. 6. 20 創立70周年記念式典挙行。
- 〃 54. 9. 15 横高祭（体育祭・文化祭）
9. 22～23
- 〃 57. 9. 19 文化祭・体育祭隔年開催となる。
- 〃 62. 12. 13 弓道場新築工事始まる。

- 昭和63. 3. 30 弓道場竣工。
- 〃 63. 10. 13 体育館新築工事始まる。
- 平成元. 11. 9 体育館竣工。
- 〃 元. 11. 18 創立80周年記念式典・新体育館落成記念式典挙行。
- 〃 2. 4. 1 生徒定員 全日制1,401名、定時制226名。
- 〃 2. 9. 21 体育祭
- 〃 3. 4. 1 生徒定員 全日制1,369名、定時制231名。
- 〃 3. 9. 22～23 文化祭
- 〃 6. 7. 16 セミナーハウス（記念館）落成記念式典挙行。
- 〃 8. 4. 1 生徒定員 全日制1,040名。
- 〃 8. 9. 25 体育祭
- 〃 9. 4. 1 生徒定員 全日制1,000名。
- 〃 9. 9. 20～21 文化祭
- 〃 10. 4. 1 生徒定員 960名。
- 〃 10. 11. 14 創立90周年記念式典挙行。
- 〃 11. 9. 25～26 文化祭
- 〃 12. 9. 23 体育祭
- 〃 13. 9. 22～23 文化祭
- 〃 14. 9. 21 体育祭
- 〃 15. 3. 20 文化的行事を開く。
- 〃 15. 9. 20 体育祭
- 〃 16. 9. 25～26 文化祭
- 〃 17. 9. 23 体育祭
- 〃 18. 8. 1 D棟耐震補強工事
 〃
 〃
 〃 11. 30
- 〃 18. 9. 30～10. 1 文化祭
- 〃 19. 9. 29 体育祭
- 〃 20. 9. 27～28 文化祭
- 〃 20. 10. 21 創立100周年記念音楽祭開催（よこすか芸術劇場）。
- 〃 20. 10. 25 創立100周年記念式典開催（よこすか芸術劇場）。
- 〃 21. 9. 19 体育祭
- 〃 22. 9. 18～19 文化祭
- 〃 23. 9. 17 体育祭
- 〃 24. 9. 22～23 文化祭

- 平成25. 9. 21 体育祭
- 〃 26. 9. 13～14 文化祭
 - 〃 27. 9. 12 体育祭
 - 〃 28. 4. 1 文部科学省よりスーパーサイエンスハイスクール指定。
 - 〃 28. 9. 10～11 文化祭
 - 〃 29. 9. 9 体育祭
 - 〃 30. 9. 8～9 文化祭
 - 〃 30. 11. 19 創立110周年記念講演会。
- 令和元. 9. 7 体育祭
- 〃 2. 9. 24～25 文化祭
 - 〃 3. 4. 1 文部科学省よりスーパーサイエンスハイスクール指定（第Ⅱ期）。
 - 〃 3. 9. 7 C棟耐震補強工事。
}
 - 〃 4. 8. 8
 - 〃 4. 9. 10～11 文化祭
 - 〃 5. 2. 1 A棟耐震補強工事。
}
 - 〃 6. 2. 6
 - 〃 5. 9. 10 体育祭
 - 〃 6. 6. 22～23 文化祭
 - 〃 7. 6. 21 体育祭

「学校感染症」罹患時の対応

学校は集団で生活する場であるため、感染症 に関しては蔓延予防のための配慮が必要です。そのため、生徒が医療機関で「学校感染症」と診断された時には、学校保健安全法に基づいて、「出席停止」の措置をとります。

下表にある「学校感染症」と診断された時には、まずその旨を学校に連絡し、登校許可が出るまで、療養に専念してください。出席停止期間は欠席にはなりません。

登校許可が出て登校した時に、別紙の「学校感染症による欠席届」に保護者が記入し、担任に提出してください。

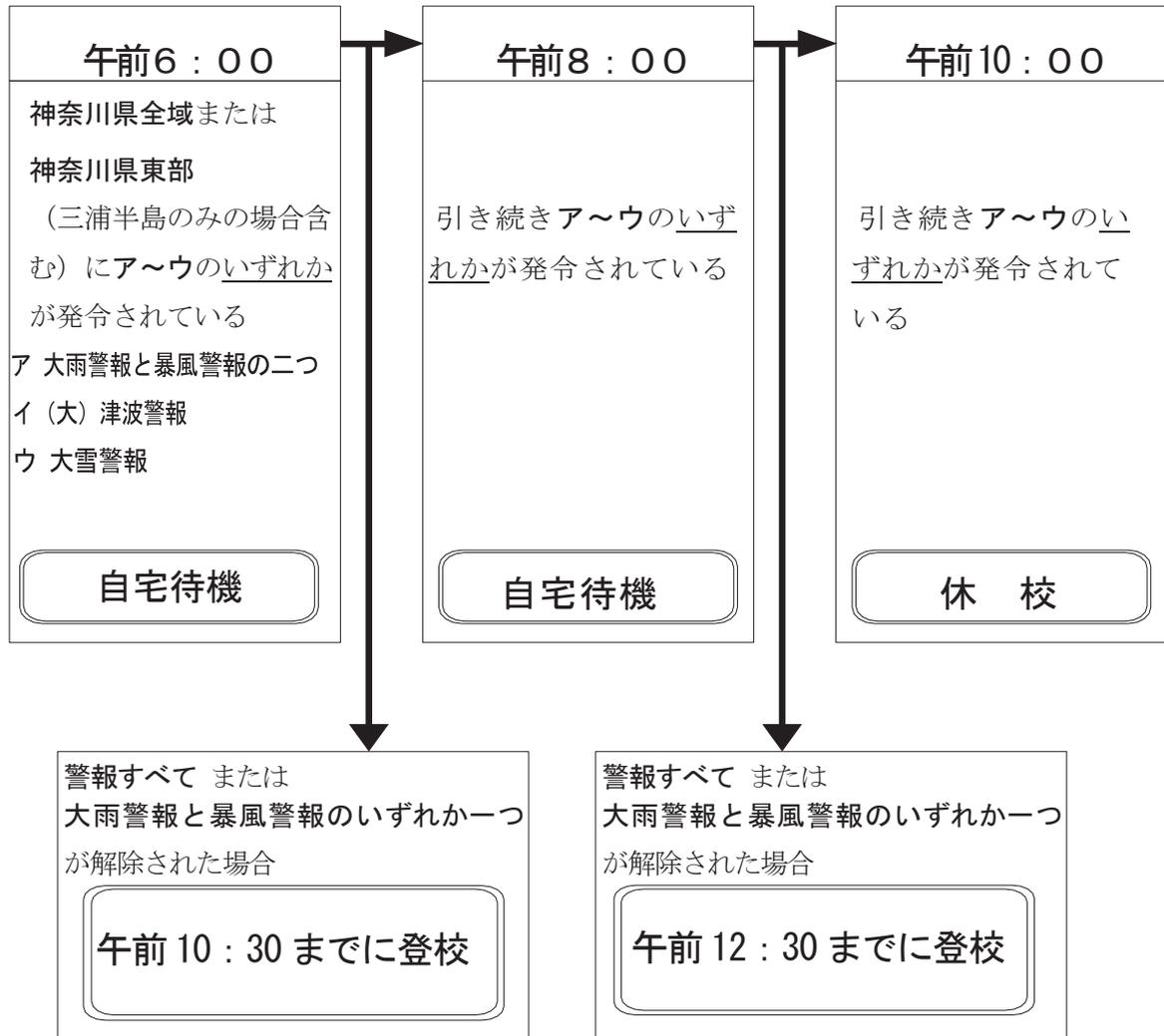
	学校感染症の種類
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群(SARS)、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、特定鳥インフルエンザ、中東呼吸器症候群(MERS)
第2種	新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、百日咳、風しん、麻しん(はしか)、流行性耳下腺炎、水痘、咽頭結膜熱、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

不明の点は、保健室まで連絡してください。

電話 046-851-0492 (保健室直通)

非常時の対応

1 気象警報発令時などの非常時における授業措置



【原則】

- 1 特別警報が発令された場合は、登校禁止。
- 2 上の図を原則とするが、学校よりメール配信等で連絡がある場合は、それに従う。
- 3 警報の解除後も、登下校の際は十分に気をつけ、公共交通機関を利用する。自転車は使用禁止。

2 地震発生時の対応

学校を含む地域に震度5以上の地震が発生した場合、原則として保護者等が迎えに来るまで、生徒は学校で待機。

但し、被害の状況、公共交通機関の状況などを総合的に判断し、待機あるいは下校を決定する。